

あなたは
大丈夫!?



オンラインゲームで「課金」、請求金額が高額になったケースも…

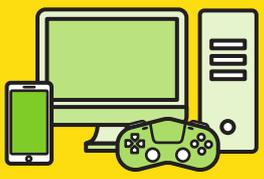
多くのオンラインゲームは、無料で遊ぶことができますが、さらに快適にプレイするために有料コンテンツの課金を考える方が多いのではないのでしょうか。

最初は少ない額でも、課金を繰り返すうちにきんせん金銭感覚がマヒし、月数万円～数十万円の高額請求となることもあるので、注意しよう。



「ひとくち」アドバイス

- ①課金のルールについて、事前に保護者と相談しよう。
- ②嘘の年齢を登録して課金すると、契約が取り消せないこともあるよ。
- ③保護者や他人のクレジットカード情報は、絶対に勝手に登録しないでね。



低価格の健康食品や化粧品、「1度きり」のつもりが「定期購入」の可能性も…



SNSなどで広告される商品には、高品質低価格を強調しているものがあります。これらの商品の中には、初回のみ低価格で販売し、2回目以降は定価で請求する「定期購入」による商品販売があります。

「1度きり」の購入のつもりが実際は「定期購入」であり、解約時に高額な解約手数料を請求されることもあるので、注意しよう。

「ひとくち」アドバイス

通信販売はクーリング・オフができないから、返品・中途解約に関する契約条件や、定期購入・購入回数の条件がないか、注文する前に通販サイトを隅々まで確認しよう。



困ったら、一人で悩まずに
消費者ホットラインに相談!!



連絡先について

★【消費者ホットライン】☎188（イヤヤ!）

近くの消費生活センターなどに繋がります。相談を受けたり、関係機関の紹介をおこないます。

○最寄りの相談窓口

【岡山県消費生活センター津山分室】

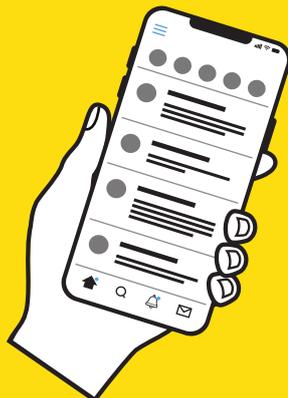
商品やサービスに関する苦情相談くじょうなどを受け付けております。トラブル解決のために助言や、解決へ向けたあっせんをおこないます。

【勝央町消費者相談（毎月1回）】

勝央町でも相談できる日があります。日にちは広報紙や無線放送でお知らせしています。（相談には事前予約が必要です。）

相談するときは、
相談内容がわかるもの

（購入履歴やSNS・メール本文の
スクリーンショット等）を
必ずご用意ください。



勝央町マスコットキャラクター きんとくん